別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １  補助事業 | ２  補助対象者 | ３  補助対象経費 | ４  上限額 | ５  補助率 |
| 民間診療所  開設等補助事業 | 町内で診療所等を新規開設又は事業承継を目的とした既存施設の拡充をする医師等 | ①　土地、建物の取得費  ②　医療機器の取得費  ③　建物の建設（改修）工事費  ④　かかりつけ医療機関の機能強化に資する高額医療機器の取得費 | ①～③の事業を行う場合、１診療所につき  40,000千円    　ただし、④の事業を行う場合、60,000千円の加算をする。 | 1/2 |

（注１）補助対象者は町内で継続して開業すること。

（注２）対象事業について、本補助金以外の八頭町補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。また、国や他の公共団

体から補助金等の交付を受ける場合は、他の補助金等を加味した事業者等の実質負担額を対象経費とする。

（注３）対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただしやむを得ない理由により県内事業者への発注が困難と町が認めた場合については、この限りでない。

（注４）基準額は、補助対象経費の合計と上限額とを比較して少ない額とする。